

別紙 1

仕 様 書

1 業務名 彦島工場他 1 施設計量機定期整備業務

2 業務場所 下関市彦島福浦町一丁目 2 8 番 3 1 号 彦島工場
下関市大字吉母字舟頭 1 0 3 3 2 番地 1 吉母管理場

3 委託期間 契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで

4 業務実施日

下関市トラックスケール等定期検査の受検を予定しており、詳細な日時については別途指示する。なお、定期検査は整備等終了後、日曜日に受検する予定としている。

5 業務対象機器

(1) 彦島工場計量機 (トラックスケール)

ア 秤量 3 0 t

イ 基数 2 基

(2) 吉母管理場計量機 (トラックスケール)

ア 秤量 3 0 t

イ 基数 2 基

6 業務内容

彦島工場し尿等計量用及び吉母管理場ごみ計量用の計量機について定期整備を行う。

(1) ロードセル本体及び振れ止め部の点検整備、給脂

(2) ピット内の清掃

(3) ロードセルベースプレートの防錆塗装

(ケレン後、錆止め＋上塗り 2 回)

(4) 事前検査

(5) 分銅積み下ろし作業（フォークリフト手配）

(6) 定期検査立会、助勢

7 その他

(1) 実施に当たっては、各関係法令を遵守し、安全に十分留意すること。

(2) 実施に当たっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、双方協議の上、誠意をもって解決すること。

(3) 実施期間については、双方協議の上、決めること。

(4) 業務の終了後、受託者は下関市へ報告書（写真含む）を提出すること。

(5) 業務により発生した廃材は、受託者の責任において適切に処分すること。

(6) 受託者は、分銅の積み下ろしに必要となるフォークリフト（定格荷重 1.0t 以上）を準備し、積み下ろし作業を行うこと。

(7) 定期検査時、受託者は検査の助勢をすること。

(8) 受託者は、この業務の履行にあたり、別紙 2「特記仕様書（環境編簡易）」及び別紙 3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」の各項目を遵守すること。

(9) 本仕様書等に定める下関市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。